

## 審査基準

事務名	行政財産の使用許可	
根拠法令等	地方自治法第238条の4第7項 東京都下水道局固定資産事務規程第26条の2	
処理機関	経理部資産運用課 流域下水道本部管理部管理課	
標準処理期間	40日	
審査基準	要件	<p>(使用許可の範囲)</p> <p>第二十六条の二 行政財産は、次の各号の一に該当する場合は、地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定に基づき、使用を許可することができる。</p> <p>一 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。</p> <p>二 都の指導監督を受け、都の事務・事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務・事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>三 電気事業、ガス事業その他の公共事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>四 職員がもつぱら利用するため、食堂、売店等を経営させるとき。</p> <p>五 国又は地方公共団体その他公共団体の工事等を施行するに当たり請負人等が事務所、倉庫、材料置場等を設けるため使用するとき。</p> <p>六 隣接する土地の所有者又は使用者がその土地を利用することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>七 町会その他これに類する団体が、公共の目的で防犯灯、街路灯、交通標識その他これに類するものを設けるため土地を使用させるとき。</p> <p>八 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。</p> <p>九 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講習会、研究会等の用に短期間使用させるとき。</p> <p>十 土地の有効活用を図るため、これを使用させるとき。</p> <p>十一 局の工事等を施行するに当たり請負人等が事務所、倉庫、材料置場等を設けるため使用するとき。</p> <p>十二 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。</p>
	必要書類	<p>(1) 申請書</p> <p>(2) 案内図、詳細図(求積図)</p> <p>(3) その他必要な書類(工程表、請負契約書の鑑等)</p>
備考		